

令和6年8月28日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 中 尾 正 俊  
(公印省略)

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入について（大阪市）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

「医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始」については、令和6年2月29日付  
けでお知らせいたしました。

今般、大阪市保護課より、令和6年9月からマイナンバーカードを利用したオンラインに  
よる資格確認を導入するとの連絡がありました。（別紙をご参照ください。）

現在、マイナカード保持者は、被保護者の約7割です。

本人からマイナンバーカードによる資格確認を利用するとの申告に基づき、ケースワーカーの方で、受診する医療機関が医療扶助のオンライン資格に対応していること（厚生労働省ページ「医療扶助のオンライン資格確認」[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25108.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html)最下段「医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト」（クリックしてエクセル表をダウンロード）を参照して判断）が確認できれば、オンライン資格確認登録（2日後以降の受診に対応）を行い、当日受診する流れになります。

・医療機関で不具合が生じた場合

⇒当日、医療機関からケースワーカー（区役所）の方に電話連絡すれば、医療券を発行します。夜間・休日など、閉庁時間の場合は、休日・夜間等診療依頼書（諸法関係医療のしおり P56 参照）を使って受診します。

・月途中で（登録後に）資格喪失（他保険へ加入）した場合

⇒資格喪失で登録を取り消すことができ、医療機関では「資格なし」となりますので、患者さんに他保険の加入状況を確認します。

・医療機関への周知

⇒医療券とともに「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入について（大阪市）」（別紙）のチラシを同封する予定です。

・他市の実施状況

⇒大阪府、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市は実施済、吹田市、東大阪市は令和6年9月から実施予定、堺市は未実施。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 担当事務局：大阪府医師会 保険医療課<br>(電話 06-6763-7001) |
|-----------------------------------------|